

会議録

会議の名称	令和4年度第1回新城市市民自治会議
開催日時	令和4年6月2日（木）午後6時30分から
開催場所	新城市役所本庁舎3階災害対策本部室
会議の次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 自己紹介 4 会長・副会長選出 5 諮問書交付 6 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について <ol style="list-style-type: none"> ① 新城市自治基本条例の運用上の成果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新城市自治基本条例施行後に制定した条例 ・ 過去の新城市市民自治会議への諮問と答申 ② 新城市自治基本条例の運用上の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新城市市民自治会議への要望書について 7 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の会議日程について
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、今泉仁委員、原田守委員、鈴木雅晴委員、太田幸江委員、清水良文委員、熊谷則之委員、齊藤美代子委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員、浅井架那子委員
欠席委員	山本青空委員

1 委嘱状交付

前澤このみ委員、清水良文委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員及び加藤稜唯委員の6名が新たに就任し、代表して前沢委員に委嘱状を交付した。

2 市長あいさつ（発言要旨）

- ・ 市民自治会議は、平成25年から施行している新城市自治基本条例に基づく会議。
- ・ 自治基本条例は、市民主役のまちづくり、市民自治の基本的な考え方やルールを定めたもので、新城市の様々な政策の一つの根幹となっているもの。
- ・ 市民主役のまちづくりを具現化していくための条例でもあり、また、それを担保する条例でもある。
- ・ 自治基本条例の実効性を確保するため、これまでも市民自治会議へ様々な諮問をし、議論いただき、答申をいただいた。
- ・ この会議は、様々な角度から委員の皆様にご意見を自由に交わす場として運営されてきた。今後もまたそのような会議であることを期待する。
- ・ 諮問内容については、条例施行後の10年目の成果や課題を振り返りながら、条例等について検証していただきたい。再度、市民、議会、行政が条例をしっかりと腹に落として、市民が主役のまちづくりを進められるようお願いしたい。

3 自己紹介

今年度1回目であるため、名簿順に自己紹介を行った。

4 会長・副会長選出

会長には、推薦により鈴木誠委員が選任され、会長の指名により前澤このみ委員が副会長に選任された。その後、会長からあいさつがされた。

○ 会長あいさつ（発言要旨）

- ・ 今回、3名の新しい委員を迎え、この会議が開始されることとなった。
- ・ それぞれの日常生活の中で感じておられることを率直に話していただきながら、市民自治社会を作っていくうえで、何が欠けていて、また何が必要なのか、率直にこの場で意見交換をしていきたい。
- ・ 私は皆さんに様々な意見を出していただく場づくりと、その取りまとめ役をやってきたい。
- ・ 市民自治、或いは地方自治というのは、日々刻々と課題が変わってきており、今は、世界的な視点で地域を見ていかなければいけない時代になってきた。
- ・ 社会感、時代感を持ち、身近な地域でどんなことが起きているかということを見ていかなければ、時代に取り残される、というよりも時代を作っていくことができないと思っている。

- ・ 過去を振り返りながら、これから将来を見定めていかないと、若い世代にしっかりとリレーができないという自覚を持っているので、皆さんと一緒に新鮮な気持ちで、この会議に取り組んでいきたい。

5 諮問書交付

市長から鈴木会長に諮問書が交付された。

6 議題

(1) 新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について

① 新城市自治基本条例の運用上の成果

- ・ 新城市自治基本条例施行後に制定した条例
- ・ 過去の新城市市民自治会議への諮問と答申

○ 議題について事務局から説明（発言要旨）

- ・ 新城市自治基本条例は施行後10年目を迎え、第25条において、市長は5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な場合は、改正を行うとある。
- ・ 新城市自治基本条例の運用上の成果と課題を踏まえ見直しを行っていただきたい。
- ・ 配布した資料の説明（新城市自治基本条例施行後に制定された政策的な条例について、市民自治会議の答申一覧）

○ 情報共有（発言要旨）

議題について話し合う前に、自治基本条例の検討委員会の責任者であった前澤のみ委員から、条例を策定するうえで、どういった思いをもって取り組んだのかの振り返りが行われた。

- ・ 2010年4月に「新城市自治基本条例を考える市民の会」が21名の公募委員で始まった。
- ・ 市民自治会議の原田守委員も条例検討委員であった。
- ・ 当初アドバイザーの先生から、公募委員は市民の代表ではないと言われたため、自分の思いを語るより先に、1年間で大小のワークショップをいろいろな地域を周って行い、500名を超える市民から、このまちがどんなまちになったらいいか意見を聞いた。
- ・ 2011年3月に市民の言葉による自治基本条例のたたき台をまとめた。
- ・ 議員等からの声もあり、2011年の4月から、たたき台をしっかりと条例にするため、新城市自治基本条例検討委員会が41名の委員をもって発足した。
- ・ 検討委員会はテーマを決め、分科会に分かれて検討が行れた。特に「市民まちづくり集会」が検討された。

- ・ 2012年3月末時点で、まだ内容に足りない部分を感じたため、2012年8月まで延長し、皆が納得できる言葉を選び条例案を作成した。2013年4月に自治基本条例が施行された。
- ・ 条例を作る際は、使うことができるのか、具体的にどんな場面で役に立つのか、といったことを繰り返し話し合った。
- ・ 第25条に5年を超えない期間ごとに見直しと規定したのも、作ったらそれでいいわけではなく、世の中はどんどん変わっていくといった意見が出たため。
- ・ 施行後10年で様々な変化があった。今まで見えてなかった課題も出てきていると感じる。また市民や職員の方にしっかりと理解されて使われているかということ、またそうも言い切れない部分もあると感じている。
- ・ 条例の理念や目的が、市民や職員に浸透し、適切な運用がされていくといいなと思う。またそうなるために日常的に身近において使ってもらえる条例にしたい。

○ 補足説明（発言要旨）

当時策定委員であった原田守委員からも振り返りが行われた。

- ・ 新城市に合併しても、行政区間で区長同士話してみると1つにまとまったという傾向がなかった。
- ・ 合併したのだから、1つにまとまっているものにしていきたい。その中で様々な地域の本当に困っていることなど、条例を作るにあたって、知らなかったとか、これはそぐわないだとか、そういったことを特に発言したいと思い、当時検討委員会に参加した。
- ・ 条文では、一般の市民の人も見るため、お年寄りでも理解できるようなわかりやすい表現にするべく、なるべく片仮名は使用しないようにした。
- ・ 当時は作手、鳳来も新城になったことで、こういう環境で生活しているものだと皆が知った上で条文を作ろうとした。
- ・ いろいろな地域の人が会議に参加しやすいように、会議の場所を変えて行うことも重要と考えた。

○ 質疑応答・意見（発言要旨）

前澤委員、原田委員による自治基本条例策定における振り返りを受けて質疑応答等が行われた。

【質疑応答】（●：質問、⇒：前澤委員回答）

- アドバイザーの先生とは誰か。
⇒ 当時相模原女子大学にみえた松下啓一先生。
- 世の中はどんどん変わるという話もあったが、条例施行後10年でどのように世の中が変わったと考えられるか。
⇒ 市の全て調べて知っているわけではないため、身の回りの変化になるが、

家族構成、仕事の状況、親が亡くなり、子供も育つ、そういった変化が市民の身の回りにあるだろう。

⇒ 地域の中でも元気で活動をしていた方が高齢になり、もう活動が出来ないということもある。地域そのものが大変な高齢化になってしまっているところがある。

【意見】

- ・ 高齢化といったキーワードが挙がったが、今新城は人口が格段に減少している。この状況に対し新城市市民自治基本条例がどのように役立つか、変えていくのか、そういうことも会議の中で取り上げていただきたい。

② 新城市市民自治基本条例の運用上の課題

- ・ 新城市市民自治会議への要望書について

○ 事務局からの説明（発言要旨）

- ・ 新城市市民自治基本条例第4条に掲げられているまちづくりの基本原則「市民主役」「参加協働」「情報共有」にもあるように、市民が主役となり、参加協働していくためには情報共有が必要である。
- ・ 市行政としては、様々な計画等について、適切な時期に市民への情報提供をしていかなければならないが、条例がうまく踏まえられずに政策が行われてきた結果として様々な課題が生まれている。
- ・ その一つとして、白井氏から新城市市民自治会議会長宛に要望書が出ている。
- ・ 今年度の諮問内容を検討するうえでの参考とするため、白井氏から要望書の内容について説明いただきたい。
- ・ 行政としては、各部の庶務担当課長を集め、意見交換を行った。今後、全課長を集め、自治基本条例に基づく情報共有の在り方について意識の共有を図っていく予定である。

○ 白井氏による説明（原文）

白井です。杉山に住んでおります。

貴重な時間をいただきましたことをまずお礼をさせていただきます。ありがとうございます。

自治基本条例を作るにあたって、1年目に前澤このみさんとか原田さんと一緒に、自治基本条例の検討の場にいました。

しかし、その後離れているってということも含めて、補足説明させていただきたいと思いますが、要望書の一番の要というのは、10年経ちました。10年経っても変わってはいけない基本的なルールが市民自治条例にはあったんです。

その三つのルールというのが、市民が主役の原則、参加協働の原則、情報共

有の原則。この三つの原則、ルールが、市長、議会、先頭に守っていないという現実が生まれているということです。

要望書につきましては、事前に行政の方から配布していただいておりますのでお読みいただいていると思います。この要望書の中身をより理解してもらうための補足説明をさせていただきます。

今日資料の方、事務局の方にコピーしていただいておりますので手元にあるかと思いますが、要望書の補足説明として僕の自治基本条例に対する認識をお伝えしたいと思います。

自治基本条例作成に向けての第1回新城市自治基本条例を考える市民会議に参加しました。市民会議は2年目以降も継続することになりましたが、僕は2年目以降の参加をやめました。

やめた理由は、自治基本条例ありきの方向に疑問を感じたからです。

自治基本条例が最初に施行されたのが北海道ニセコ町でした。施行日は平成13年4月1日でした。ニセコ町の開かれた行政への取り組みを、積極的に推進してきたリーダーが逢坂誠二元町長、現在は衆議院議員です。

開かれた行政の中心が情報共有と住民参加でその取り組みの延長上に、ニセコ町まちづくり基本条例の施行がありました。

逢坂町長時代に、様々な住民参加の取り組みが広がっていきました。庁内の会議の全面公開、予約なしで町長に会える「こんにちは・おぼんです町長室」、課長や外部講師による「まちづくり町民講座」など、すべてオープンで行われ、幹部職員が試される場となり、住民からの質問に対して、従来は町長に聞いてからでないと判断をしなかった幹部職員が、自ら判断する職員に変わったようです。

また、この様な職員の変化に、町民の多くが驚きを感じていたとも言われています。こうした行政の意識改革の結果、住民と行政はお互いの立場を尊重し、議論のレベルも高くなっていきました。

しかし、アンケートの自由回答を見ると、行政不信が複数あり、まだまだ信頼関係を築くには時間が必要でした。

さらに、町民には縁遠かった予算も、より身近な情報となるように、全戸に配布する雑誌スタイルの予算説明書『もっと知りたいことしの仕事』を発行するなど、「情報共有」を進めていきました。

様々な取り組みの集大成として、「首長が代わっても、恣意的に左右されることなく住民自治のシステムは保障され、安心して暮らせる」という条例が施行されることになりました。条例は、ニセコ町民だけでなく、全国の自治研究者にも注目される中、ニセコ町議会で賛否が分かれる中制定されました。

ニセコ町が、町職員に意識改革、住民参加を広げる苦勞をしながら、自治の

到達点として自治基本条例を制定したことを考えた時、新城市の自治基本条例の作り方があまりにも安易だと感じていました。

自治基本条例を作ることは簡単だったのです。既に多くの自治体のひな型があり、机上の議論で形を作ることはできてしまいます。それでは、多くの市民にとって実感のない条例になることを心配しました。

この心配を声に出しても、市長も有識者として関わって頂いていた方も、方向は決まっていた。まず形を作ることが優先でした。結果辞めざるを得なかったということでした。最初の市民会議から3年程して、新城市自治基本条例がスタートしました。新城市では、様々な資料も作り、市民へのアピールをしました。

自治基本条例Q&Aというものがありました。

「自治基本条例つてなに？」に答えて、「自治基本条例は、市民のみなさんが主役となってまちづくりを進めるための基本ルールです」

「なぜ必要なの？」に答えて、「まちづくりのルールをしっかりと守っていくためには、条例として明確に位置づける必要があります」

「何が変わるの？」に答えて、「市民のみなさんがルールを使ってまちづくりに参加することで、少しずつかもしれませんが、新城がよりよいまちに変わっていきます」

簡単なQ&Aですが、原則が語られていました。新城市は、敢えて市民に義務を課す条例を選んだのですが、実は、市民誰よりも多くの情報を持つ市長、議会へのルール遵守を課したことの方が、より大きな意味を持っていたと考えています。

自治基本条例は、新城市政に不可欠なものではありませんでした。それでも、どうしても自治基本条例制定にこだわりました。現実には、自治基本条例にこだわらず、まちづくりを進めている自治体の方が多いのです。

今年4月現在で、自治基本条例を制定している自治体は、20%程しかありません。しかも、最近では、条例制定をめざす自治体は激減しているという状況です。

一時期は、自治基本条例の流れに乗り遅れまいとの盛り上がりがありました。が、冷静にその後の流れを判断した自治体にとって、自治基本条例の必要性が見えなくなってきたと言うことでしょうか。

新城市の現状を見ても、自治基本条例の存在意義が無くなっていると考えています。

新城市自治基本条例を新城市の憲法と宣伝していました。Q&Aでは、明確に「市民のみなさんが主役となってまちづくりを進めるための基本ルール」とし、「ルールを守るためには条例が必要」と明確にしていました。

条例には、「市民が主役」「参加協働」「情報共有」の3原則が明示されていますが、このルールが、市長、議会、行政により守られていません。

今回の共同調理場事業については、「市民が主人公」「参加協働」「情報共有」のルール無視は明らかです。ルールを逸脱しているのが、市長、議会、職員です。

市民自治の大前提に、自治基本条例でルール化された情報の共有が必要です。情報提供されない市民が、市政に関心を持てるはずはありません。新城市への関心が薄れ、議会、行政への信頼も薄れていくでしょう。

市長は、「市民への説明はしていないが、議会が判断したことが市民への説明という認識を示していますが、議会が市民説明を行った実績はありません。

その議会へ情報開示を求めましたが、その回答は、「議会だよりの参照、情報公開制度の利用など」と、市民責任を問うようなものでした。市民説明をしなかったことにおろそかにもならず、「市民の代表者として判断したのだから問題ない」という条例無理解の態度が見て取れます。

議会も市長も、自治基本条例のルールが頭から抜け落ちていきます。

自治基本条例が無かった時代の市政と何ら変わっていません。新城市をより良いまちに変えていくための条例が施行され9年目を迎えるわけですが、新城市は想定以上に人口減少が進んでいます。

自治基本条例が施行されてから、市民との協働が増えたとも思えません。「市民自治」の掛け声と大きくかけ離れた市政では、まちづくりが進まないのは当然ということでしょうか。

まちづくり集会、地域自治区、若者議会、女性議会などの市民自治らしき取り組みが行われてきましたが、どれも行政丸抱えであり、市民参加の広がりから判断すれば、市民自治が育っているとは言えないと考えています。根本的問題として、市民自治と良いまちを創るという目的が結びついていないことです。

新城市が想定以上の人口減少を続けている中でも、人口減少に歯止めをかけている自治体があります。人口減少に歯止めをかけることができたのは、自治基本条例の有無ではありません。

情報共有と市民参加の実践で市民参加意識を向上させ、市民自らが知恵と力を出し合えたことで、まちの姿を変えたということです。新城市自治基本条例で、わざわざそのルールを決めたのに、活かさずしてない新城市だから変化を起こせないと言えます。

今一度、新庁舎建設事業の住民投票を思い起こすことも必要です。住民投票前に行われた庁舎建設が争点と言われた市長選で、穂積市長が薄氷の勝利だったにも関わらず、見直しを拒否し、行政、議会総動員で対抗した住民投票は、

見直しを求める市民団体側に市民多数の支持が集まり、見直し実現となりました。

考えられない事態が起きていたのです。「市民が主人公」「参加協働」「情報共有」の3原則を掲げる自治基本条例がある自治体で、住民投票を求めざるを得ない事態が生じるはずはないのです。

住民投票は、住民の権利ですが、その権利の行使は、問答無用な振る舞いをする市長、議会に対する最後の手段であるはずで、そもそも、新城市では自治基本条例施行当初から、3原則と言うルールが無視されてきたということでしょうか。

これまでを改める必要があります。新城市が消滅可能性都市から抜け出るためには、自治基本条例の理念の実践が一つの指針になると考えています。新城市の問題は、その理念を理解しようとしていないことでした。

理念を活かし、その理念を実践するためのルールを守るという当たり前の姿を現実のものにすべきです。

これまでやってこなかった市民を巻き込んだ政策議論を繰り返すことが必要です。そうすることで、市民参加意識を広げることできると思います。

その実践の場として、共同調理場建設事業を文字通り「情報共有」「市民参加」で進めるべきです。事業規模が40億円とも言われている大事業です。見切り発車では、数十年後の新城市に負担しか残せないと考えています。

自治基本条例のルールに立ち返り、より多くの市民に関わってもらうことで、学技給食を通して、子どもたちだけでなく地域を巻き込んだ食教育の検討、ひっ迫している財政運営の長期視点での検討などの中から幅広い知恵が得られ、教育振興、農業振興、観光振興、商業振興、災害対応など新城市の様々な政策の具体化にもつながると考えます。

自治基本条例は作ることより、その理念を理解し、全市民が主体者としてまちづくり参加を進めることの方が困難であることは自明です。自治基本条例を飾りでなく、自治基本条例通りの新城市政となるように、市民自治会議のみなさんの検証・提言をお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○ 白井氏の説明についての質疑応答等（発言要旨）

【質疑応答】（●：質問・意見、⇒：白井氏回答）

● 要望書が一番最後には、自治基本条例の第24条の条文に基づき、市民自治会議の皆さんに、自治基本条例の違反の有無を検証し、違反が確認されれば、市長、議会に是正を求めていただきたいと考え、本要望書を作成しましたとあるが、そもそもそのような機能をこの市民自治会議は有していない。そのようなことをすれば、それこそ条例に反するのではないかと思うが、ど

のような考えで本要望書を提出されたのか。

⇒ 第24条には、「市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。」と明確に書かれており、条例の実効性が確保されているかどうかを確認できるのは市民自治会議だけである。これまでも私自身、行政や議会に共同調理場の問題を話したが、取り合ってもらえなかった。そのため、自治基本条例違反ではないかという私の認識に対して判断できるのは、市民自治会議しかない。

- 条例の実効性を確保するのは、付属機関ではなく執行機関（市役所）のすることであるため、条例の規定がおかしい。
- 今回の要望書の扱い方について、今日まで常々考えてきた。今までの市民自治会議の在り方では対応できないため、今後の対応について、市民自治会議の在り方を話し合うために今日は出席した。要望書自体について考えるのではなく、要望書の扱い方、それを踏まえた条例改正の有無、解釈を変えていくのか等について考えていく必要がある。
- 市民自治会議が、今回の要望書のようなことを検討して決めていく会議であるのかはわからない。しかし、条例に不備があったという意見が出ているならば、真摯に受け止めて検討していくべきだと思う。会としてこの要望書をどのような形で受けるのか、責任を持って対処する形にしたい。

【白井氏による補足説明】

- ・ 自治基本条例には、作られた当時の理念があるわけで、市民自治会議で解釈するものではない。
- ・ 市民自治会議では、この条例を作った当時、どのような理念で作られたのかを検証しなければならない。
- ・ 現実問題としてルール違反は明確なのに、だれもこのルール違反を指摘できないという事態が生まれているという危機的な状況である。
- ・ 特に共同調理場の経過については、おそらく市民自治会議委員の皆さんも知らないのではないか。それだけ情報共有が進んでいない。
- ・ 協働調理場事業が決まってしまうと、市民自治会議で1年後に条例の見直しができただけでは遅すぎてしまう。
- ・ 市民自治会議に早急に結論を出していただきたい。

○ 会長による説明（発言要旨）

- ・ 共同調理場の建設事業を巡る情報共有の問題点については、行政の方で検討されている。
- ・ 市民自治会議で、共同調理場の建設事業を巡る問題に限定して議論することは考えていないが、これから自治基本条例の基本原則がしっかりと実行されるようにするための検討を進めていくうえでの一つの事例としてここでは

扱いたい。

- ・ 市民自治会議は諮問機関であるため、諮問を受けるだけでなく、独自に共同研究をし、提言をすることもできる。しかし、特定の政策についての差止請求をするという場ではないため、そこのところは理解していただきたい。
- ・ 自治基本条例は時代にそぐわない、見直すべき文言があるといったレベルではなく、まちづくりを進めていく基本原則が、皆さんの身近なところの具体的な取組、施策、或いは活動に沿っているものになっているかを検討していくための貴重な情報提供として、白井氏の共同調理場を巡っての問題提起を委員の皆さんに知っていただく、受け止めていただくという時間を設けなかった。
- ・ この条例の在り方については、今年度検討するよう、市長から諮問されたので、これから時間をかけてやっていく。
- ・ 条例を作った当時、条文をどういう背景で検討したのかというところも、振り返る時間はたっぷりある。
- ・ 白井氏が提案してくれたことは、今後検討していくための貴重な助言として活かしたい。
- ・ 事務局には、今回の要望書をきっかけとして庁内で検討されているとのことなので、その検討結果等について市民自治会議に情報提供していただきたい。

○ 今後の検討内容について

市民自治会議で今後どういった方針で、諮問事項について検討を行っていくのか意見交換が行われた。

【会長】（発言要旨）

- ・ 重要なことは、第4条をはじめとして、この条例が生活感覚からうまく活用されていない、或いはおかしいのではないかというところを見ること。
- ・ 新城市自治基本条例は理念条例であり、政策条例ではない。
- ・ 具体的に皆さんの生活感覚から、こんなふうにアプローチしていきたい、或いは調査をしてみたいというような考えも含め、どのような角度からこの条例見直しをしてみたい、或いはしていくべきだという御自身の意見を出していただきたい。

【委員】（発言要旨）

- ・ まちづくりの基本原則がどう守られているかということよりも、どんなふうにしていけばいいのかというような視点で検証することが大事だと思う。
- ・ これからの新城をよくしていくためには何が必要なのか、前向きに進んでいった方が絶対によい意見が出ると感じる。
- ・ 自治基本条例に基づき始まった若者議会や女性議会をとおし、市の職員、様々な世代、地域に住む方との交流ができた。そのため、自治基本条例があ

ること自体は重要だが、機能しきれていない部分がたくさんあると思う。

- ・ 一つひとつの条文にもう少し具体性を肉付けすれば、市民としても、自分たちがどこに参画すれば意見が言えるのか見えてくると思うし、そのような条例にできるよう、自分の視点で意見を伝えたい。
- ・ 若い世代から条例というものに触れていかないと大人になってもつながらないので、小中学生のような若い世代にもわかりやすく、かつ条例として問題のない内容にするために1年間しっかりと考えていきたい。
- ・ 条例があまりにもわかりやすいことばで書かれていると、かえって不明確になる。
- ・ 市民、議会、行政ではそれぞれの立場、情報のレベルが違うので、そこをきちんと整理し、仕分けをする必要がある。
- ・ これまで市民自治会議で答申を行ってきたが、結果が見えない。答申後によくなったこと、悪くなったことを検証した方がよい。

7 その他

(1) 今後の会議日程について

事務局から今後のスケジュールについての説明がされた。

閉会